

新居浜市公告第159号

滝の宮公園大型複合遊具整備工事における設計・施工一括発注公募型プロポーザルの実施について

滝の宮公園大型複合遊具整備工事を行うに当たり、公募型プロポーザルにより設計業務及び施工業務を実施する事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和2年10月21日

新居浜市副市長 寺田政則

1 工事等の概要

(1) 工事名 滝の宮公園大型複合遊具整備工事

(2) 工事等の内容 別紙「滝の宮公園大型複合遊具整備工事に関する要求水準書」のとおり

(3) 履行期間 契約締結日から令和3年3月31日まで

(4) 提案上限額 90,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 事業担当課

〒792-8585

新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市建設部都市計画課

電話 0897-65-1270(直通)

FAX 0897-65-1276

E-mail tokei@city.niihama.lg.jp

3 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、平成31・32年度（令和元・2年度）新居浜市建設工事競争入札参加資格審査申請書を提出し、参加資格を有すると認定されている者（認定期間が有効であること。）のうち、次の要件を全て満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定のほか、次の要件に該当しない者であること。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていないこと。

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないこと。

ウ 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員等（新居浜市暴力団排除条例（平成23年条例第29号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）であると認められること。

(2) 公告日から契約締結日までの間において、新居浜市建設工事指名停止措置要綱（平成2年制定）の規定による指名停止を受けている期間中でないこと。

(3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に定める経営事項審査（造園工事）を受けていること（有効期間内のものに限る。）。

(4) 配置予定技術者として、2級造園施工管理技士と同等以上の資格を有する主任技術者を専任（工事現場に常駐して、専らその職務に従事する。）で配置できること。

(5) 一般財団法人日本公園施設業協会が認定するSP表示認定企業であること。

4 参加資格確認申請書等の提出

(1) 提出書類

公募型プロポーザル参加資格確認申請書兼誓約書に關係書類を添えて提出すること。

(2) 提出期間

公告日から令和2年11月6日（金）17時15分まで

(3) 提出先

2の事業担当課

(4) 提出方法

持参（閉庁日を除く8時30分から17時15分までの執務時間内）又は郵送（配達証明書付き書留郵便に限り、提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

5 参加資格審査結果の通知

令和2年11月11日（水）までに公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書により通知する。

6 プロポーザル関係書類の配布

新居浜市のホームページ（<https://www.city.niihama.lg.jp/>）のトップページ上の「組織（部・課）でさがす」→「建設部」→「都市計画課」画面を展開し、「新着情報」上の「プロポーザル情報（滝の宮公園大型複合遊具整備工事）」で関係資料をダウンロードする事ができる。ただし、これにより難しい場合は、次により配布する。

(1) 配布期間

公告日から令和2年11月6日（金）までの閉庁日を除く8時30分から17時15分までの執務時間内

(2) 配布場所 2の事業担当課

7 工事事業者候補者の特定

市が設置する審査委員会において、「発注者の要求事項に対する技術提案」の内容を審査した評価点と、「利用者ニーズ」に関する評価点との合計評価点数の最も高かった者を工事事業者候補者に特定する。「発注者の要求事項に対する技術提案」に関する評価は、提案関係書類に基づいたプレゼンテーション及びヒアリングを実施することにより行い、「利用者ニーズ」に関する評価は、アンケート調査に基づく評価により行う。

なお、最高の合計評価点数の者が2以上となった場合は、審査委員会の委員長が決定する。

8 その他

- (1) 工事事業者候補者として特定後、本市との協議を経て契約締結を行う。
- (2) 提案書その他の関係書類の作成及び提出に要する経費、プレゼンテーションに要する経費その他本プロポーザル参加に要する経費は、参加者の負担とする。また、提案報酬は、支払わないものとする。
- (3) その他詳細については、「滝の宮公園大型複合遊具整備工事における設計・施工一括発注公募型プロポーザル実施要領」の定めるところによる。